個人住民税の主な改正について（令和５年度以降適用）

【住宅ローン控除の見直し】

所得税において、新築住宅等につき控除期間を現行の10年間から13年間として住宅ローン控除の特例措置が延長されることに伴い、個人住民税についても、所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額（※）の範囲内で控除します。

※現行の所得税の課税総所得金額等の７％（最高136,500円）から５％（最高97,500円）になります。

＜所得税における措置＞

・新築住宅等の控除期間を13年間とする特例として適用期限が４年間延長され、令和７年12月31日までの入居者が適用対象とされます。

・控除率が、現行の年末残高等の１％から0.7%になります。

・適用対象者の所得要件（合計所得金額）が、現行の3,000万円以下から2,000万円以下になります。

・適用対象者の合計所得金額が1,000万円以下の場合に限り、令和５年以前に建築確認を受けた新築住宅の床面積要件が、現行の50㎡以上から40㎡以上になります。

【給与支払報告書（個人別明細書）の提出枚数の変更】

令和５年１月以降（令和５年度）提出分より、給与支払報告書（個人別明細書）の市区町村提出用枚数が1人につき２枚から１枚に変更になります。

個人住民税の特別徴収について

給与支払者（事業主等）の皆さまには、従業員等の個人住民税の特別徴収（給与からの差引き）の徹底にご協力をいただいています。令和５年度の給与支払報告書の作成及び提出においても、引き続きご協力くださいますようお願いいたします。

なお、特別徴収できない理由に当てはまる従業員等は、普通徴収（個人で納付）とすることができます。普通徴収を選択する場合は、普通徴収への切替理由書や給与支払報告書に特別徴収できない理由等を明記して提出する必要があります。詳しくは、各市町村のホームページ等をご確認ください。

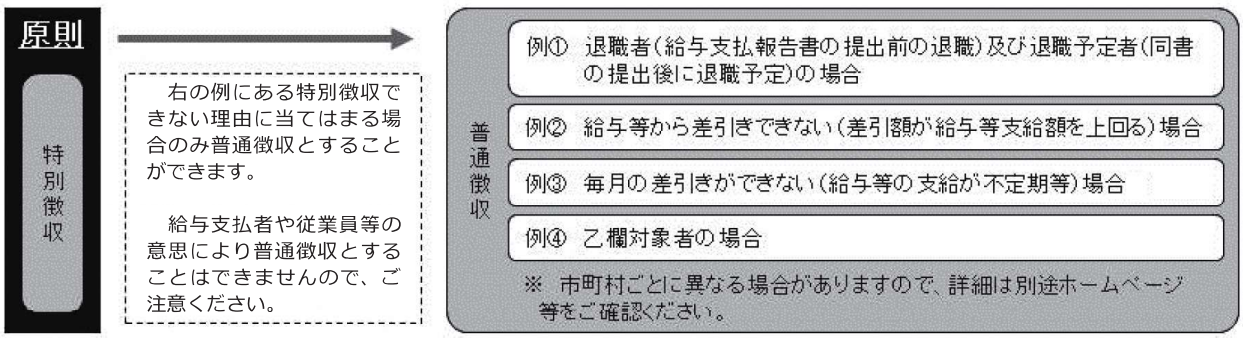

特別徴収とは、給与支払者（事業主等）が、従業員等の個人住民税を給与から差し引いて、市町村ごとに納入していただく制度です（地方税法第321条の４）。

●詳しくは、各市町村へお問合せください。